

原議保存期間	5年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

各管区警察局長
各管区警察情報通信部長
各警察情報通信部長
各府県(方面)情報通信部長
警視庁公安部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各附属機関の長
各方面本部長

警察庁丁備企発第428号、丁情解発第257号
平成28年12月27日
警察庁警備局警備企画課長
警察庁情報通信局情報技術解析課長

大学等に関するサイバー攻撃対策の強化について(通達)

警察におけるサイバー攻撃対策については、「総合的なサイバー攻撃対策の強化について(通達)」(平成25年5月16日付け警察庁丙備企発第67号ほか)等に基づき推進しているところ、近年、高度な研究開発等を実施する大学等においてサイバー攻撃による被害が発生するなど、我が国の大学等に対するサイバー攻撃の脅威が高まっている状況にある。

このため、下記のとおり、我が国の大学等に関するサイバー攻撃対策を強化することとしたので、各位にあっては、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本件については、大学等の任意の協力を得て実施することについて、文部科学省と調整済みであるので留意されたい。

記

1 個別訪問等の実施

高度な研究開発等を実施する大学等に対して個別訪問等を実施し、サイバー攻撃の情勢、被害防止対策等に関する情報提供を行うとともに、各大学等における情報管理に係る状況に関する情報共有、警察との間の連絡体制の確立、把握したサイバー攻撃に関する情報提供等を要請すること。

2 サイバー攻撃に関する情報共有の推進

サイバーテロ対策協議会、サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク等の枠組みを活用するなどし、高度な研究開発等を実施する大学等との間でサイバー攻撃に関する

る情報共有を推進すること。

3 共同対処訓練等の実施

高度な研究開発等を実施する大学等と協力して、情報窃取を企図したサイバー攻撃事案等の発生を想定した共同対処訓練を実施するなどし、対処能力の向上を図ること。

4 情報収集・分析の推進

サイバーセキュリティに関する知見を有する有識者等との協力関係の構築、情報収集用資機材の活用等により、大学等に対するサイバー攻撃に関する情報収集・分析を推進すること。